

○総務省告示第八十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、令和五年九月二十五日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第百七十九号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）は、令和五年九月二十四日限り、廃止する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

	周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別	
		電波の型式	周波数
1	135.7kHzから 137.8kHzまで	全ての電波の型式	135.7kHzから 137.8kHzまで
2	472kHzから 479kHzまで	全ての電波の型式	472kHzから 479kHzまで

3	1,800kHzから 1,875kHzまで及び	A 1 A	1,800kHzから 1,830kHzまで
	1,907.5kHzから 1,912.5kHzまで	全ての電波の型式 (注1)	1,830kHzから 1,875kHzまで
		全ての電波の型式	1,907.5kHzから 1,912.5kHzまで
4	3,500kHzから 3,580kHzまで、 3,599kHzから 3,612kHzまで及び 3,662kHzから 3,687kHzまで	A 1 A	3,500kHzから 3,530kHzまで
		全ての電波の型式	3,530kHzから 3,580kHzまで
			3,599kHzから 3,612kHzまで
			3,662kHzから 3,687kHzまで
5	3,702kHzから	全ての電波の型式	3,702kHzから

	3,716kHzまで、 3,745kHzから 3,770kHzまで及び 3,791kHzから 3,805kHzまで		3,716kHzまで 3,745kHzから 3,770kHzまで 3,791kHzから 3,805kHzまで
6	7,000kHzから 7,200kHzまで	A 1 A	7,000kHzから 7,030kHzまで
		全ての電波の型式	7,030kHzから 7,200kHzまで
7	10,100kHzから 10,150kHzまで	A 1 A	10,100kHzから 10,120kHzまで
		全ての電波の型式 (注2)	10,120kHzから 10,150kHzまで
8	14,000kHzから 14,350kHzまで	A 1 A	14,000kHzから 14,070kHzまで

		全ての電波の型式	14,070kHzから 14,350kHzまで
9	18,068kHzから 18,168kHzまで	A 1 A	18,068kHzから 18,080kHzまで
		全ての電波の型式	18,080kHzから 18,168kHzまで
10	21,000kHzから 21,450kHzまで	A 1 A	21,000kHzから 21,070kHzまで
		全ての電波の型式	21,070kHzから 21,450kHzまで
11	24,890kHzから 24,990kHzまで	A 1 A	24,890kHzから 24,900kHzまで
		全ての電波の型式	24,900kHzから 24,990kHzまで
12	28MHzから	A 1 A	28MHzから

	29.7MHzまで		28.07MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	28.07MHzから 29MHzまで
		全ての電波の型式	29MHzから 29.3MHzまで
			29.3MHzから 29.51MHzまで (注6)
			29.51MHzから 29.59MHzまで (注7)
			29.59MHzから 29.61MHzまで
			29.61MHzから 29.7MHzまで (注7)
13	50MHzから 54MHzまで	全ての電波の型式 (注4)	50MHzから 50.07MHzまで (注8)

		全ての電波の型式 (注3)	50.07MHzから 50.3MHzまで(注8)
			50.3MHzから 51MHzまで
		全ての電波の型式	51MHzから 54MHzまで
14	144MHzから 146MHzまで	全ての電波の型式 (注3)	144MHzから 144.02MHzまで(注9)
			144.02MHzから 144.2MHzまで(注8)
			144.2MHzから 144.5MHzまで
		全ての電波の型式	144.5MHzから 144.6MHzまで(注15)
			144.6MHzから

			144.7MHzまで
		全ての電波の型式 (注5)	144.7MHzから 145.65MHzまで (注10)
		全ての電波の型式	145.65MHzから 145.8MHzまで (注15)
			145.8MHzから 146MHzまで (注6)
15	430MHzから 440MHzまで	A 1 A	430MHzから 430.1MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	430.1MHzから 430.7MHzまで
		全ての電波の型式	430.7MHzから 431MHzまで (注15)
			431MHzから 431.4MHzまで

		全ての電波の型式 (注5)	431.4MHzから 431.9MHzまで(注10)
		全ての電波の型式 (注3)	431.9MHzから 432.1MHzまで(注9)
		全ての電波の型式 (注5)	432.1MHzから 434MHzまで(注10)
		全ての電波の型式	434MHzから 435MHzまで(注11、注15)
			435MHzから 438MHzまで(注6)
			438MHzから 439MHzまで(注15)
			439MHzから 440MHzまで(注11、注15)
16	1,260MHzから	全ての電波の型式	1,260MHzから

1,300MHzまで		1,270MHzまで (注6)
		1,270MHzから
		1,273MHzまで (注11)
		1,273MHzから
		1,290MHzまで
		1,290MHzから
		1,293MHzまで (注11)
		1,293MHzから
		1,295.8MHzまで
	全ての電波の型式 (注3)	1,295.8MHzから 1,296.2MHzまで (注9)
全ての電波の型式	1,296.2MHzから	
	1,299MHzまで	
	1,299MHzから 1,300MHzまで (注11)	

17	2,400MHzから 2,450MHzまで	全ての電波の型式	2,400MHzから 2,405MHzまで（注12）
			2,405MHzから 2,407MHzまで（注11）
			2,407MHzから 2,424MHzまで
			2,424MHzから 2,424.5MHzまで（注8）
			2,424.5MHzから 2,425MHzまで
			2,425MHzから 2,427MHzまで（注11）
			2,427MHzから 2,450MHzまで
			18

5,850MHzまで

5,670MHzまで（注13）

5,670MHzから

5,690MHzまで（注11）

5,690MHzから

5,725MHzまで

5,725MHzから

5,730MHzまで（注11）

5,730MHzから

5,760MHzまで

5,760MHzから

5,762MHzまで（注8）

5,762MHzから

5,765MHzまで

5,765MHzから

5,770MHzまで（注11）

			5,770MHzから 5,810MHzまで
			5,810MHzから 5,830MHzまで（注11）
			5,830MHzから 5,850MHzまで（注13）
19	10GHzから 10.25GHzまで	全ての電波の型式	10GHzから 10.025GHzまで（注11）
			10.025GHzから 10.15GHzまで
			10.15GHzから 10.18GHzまで（注11）
			10.18GHzから 10.245GHzまで
			10.245GHzから

			10.25GHzまで（注11）
20	10.45GHzから 10.5GHzまで	全ての電波の型式	10.45GHzから 10.5GHzまで（注14）

備考1 自動受信を目的とする場合は、モールス符号によるものを除く。

備考2 周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。

備考3 周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。

(1) 衛星通信を行う場合

(2) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「連盟」という。）のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合（以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。）

(3) 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。）を行う場合

備考4 2,000kHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、その占有周波数帯幅が0.5kHz以下のものに限り使用することができる。

備考5 2,000kHzを超え24,999kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下のものに限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。

備考6 144MHzを超え440MHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。）に使用することはできない。

備考7 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、A1A電波により連盟が標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz、50.01MHz

備考8 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、F2A電波又はF3E電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。

51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz、10.24GHz

- 注1 備考4の規定にかかわらず、この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注2 この電波は、その占有周波数帯幅が2 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注3 この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6 kHz以下の場合に限り使用することができるものとし、また、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波で国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が40kHz以下のときに限り使用することができるものとする。
- 注4 この電波は、その占有周波数帯幅が2 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、月面反射通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注5 この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHzを超える場合に限り使用することができる。
- 注6 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することができる。

- 注7 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。
- 注8 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に使用することができる。
- 注9 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注10 この周波数の電波は、直接印刷無線電信及びデータ伝送（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）を行う通信に使用することはできない。
- 注11 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注12 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注13 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注14 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に使用することができる。

注15 備考6の規定にかかわらず、この周波数の電波は、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信に使用することができる。